

# 改憲策動に大運動と総選挙で決着を



和歌山県版  
No.358  
2021.6.15

治安維持法犠牲者  
国家賠償要求同盟  
和歌山県本部  
☎640-8343  
和歌山市吉田102  
国労会館2階

☎FAX:073(422)7076

<http://wakayama.exblog.jp/>  
<http://6250.teacup.com/chianijihou//bbs/>  
email:chian\_giseisy@yahoo.co.jp

## 改憲派は改憲4条項を狙う

6月9日、憲法改悪反対「9の日宣伝」が和歌山市をはじめ各所で行われました。

コロナ禍の続く一年でしたが、各種講演会、オンライン集会、デモなど、各所で憲法改悪に反対する行動が引き続き行われてきています。

一方、自公勢力を中心として改憲策動が。コロナ禍で大衆運動の困難を見越して憲法改悪への呼び水とされた「改定国民投票法」を参議院で可決しました。菅義偉首相は悪法成立を「改憲への第一歩」と評価し、加藤勝信官房長官はコロナ禍を「緊急事態の備え」に関心が高まっている。議論を提起するには絶好の機会だ」と放言しています。

憲法審査会には自民党の「憲法改悪4条項」を提起される恐れもある



JR 和歌山駅西口での宣伝行動

ります。

① 自衛隊の明記(国軍の創設。参戦権の狙い)

② 緊急事態条項の設置(首相、

### 私たちの運動の基本

ふたたび戦争と暗黒政治を許すな

- 一、治安維持法体制の復活に反対する。
- 二、国は、戦前の治安維持法が人道に反する法律であったことを認めること。
- 三、国は、治安維持法の犠牲者に謝罪と賠償をおこなうこと。

内閣の権限の肥大化、国会無視)

③ 参議院の合区解消

④ 教育環境の充実(憲法精神

に既定。ただの人気取り)

等の提案を窺っています。

しかし、改定国民投票法にはまだまだ多くの欠陥があります。最低投票率の規定もなく、改定運動のテレビでの宣伝の制限(資金力のある者勝ち)もありません。

これらをそのままにして、改憲本論などんでもないことです。

運動はこれからです。来る総選挙で改憲策動に、きっぱりと決着をつけましょう。

わたしたち治安維持法国家賠償要求同盟の大きな仕事のひとつです。

# 北林トモへの判決

(その2)

〔内は編集部によるもの〕

## 判決 「つづき」 理由 「つづき」

(一)昭和十三年五月頃より同年十月頃迄の間其の頃行われたる動員に因り召集を受け明治神宮参拝の為前記「エル・エー」洋裁学院附近を通行する志召兵多数ある旨の情報を

(二)同年六月頃同市杉並区天沼一丁目「セブンスデー・アドベンチスト」教会牧師大河平輝彦方に於て東カネより聴取したる満ソ国境警備の我軍が「ソ聯」軍の背後に通ずる隧道を掘鑿中なる旨の情報を

(三)同年十月頃前記「エル・エー」洋裁学院に於て生徒伊藤つる子より聴取したる岐阜地方に於ける稲の不作状況に關する情報を

(四)同年八月頃大阪府堺市居住の実弟斎藤反爾方を訪問したる際聴取し又は知得したる同市に於ける防空演習実施の状況及純綿物資の出廻り状況等に關する各情報を

(五)昭和十四年十二月前記粉河町に帰住したる後昭和十六年八月上旬頃迄の間に於て他より聴取し又は知得したる

(イ)和歌山県下に於ける我陸軍部隊の動員出征及帰還の状況、殊に同年七月頃和歌山駅より軍用列車にて陸軍部隊の出動ありたる事実

(ロ)高野線金剛駅付近に飛行場の建設せらるる事実

(ハ)同県下に於ける出征遺家族の生活状況並に同方面農村の一般事情、殊に昭和十五年度及昭和十六年度に於ける各稲作の状況

(ニ)同地方に於ける米の配給及農民の麦供出の各状況並に同地方農会の一部農家に対する肥料配給の停止に關する方針其の他米麦増産に關する計画の状況

(ホ)同地方に於ける家畜の飼育状況等諸般の情勢に關する各種情報を

孰れも其の都度右宮城与徳に告知し、以て「コミンテルン」の目的遂行の為にする行為を為したるものなり。

証拠を按ずるに

判示冒頭より被告人が帰国後も猶判示宮城与徳との間に引続き交際を結び来

### こだま

新型コロナウイルス対策で、北海道、東京、大阪等10都道府県に発令されている緊急事態宣言が、6月20日まで延長された。

また、まん延防止等重点措置の地域も同じくである。◆飲食、酒類の提供、営業時間などの制限、人々の交流、学校生活等、さらに、マスク生活、密を避け、集会・イベントの制約、医療の切迫等々、国民に課せられている心労・負担は計り知れない。◆ところが、自公の菅政権は、昨年から一年延期されて来月開催予定のオリンピックを、何が何でも開催ありきで、権力を振り回している感である。そして、国際オリンピック委員会(IOC)の関係者は、オリンピック開催のために「誰もがいくらかの犠牲を払わなければ」、「緊急事態宣言下でも開催する」という。菅政権もIOCも、日本の国民の命と暮らしを全く無視した状況だ。◆今世界の人々の願いは、オリンピックではなく新型コロナウイルスを封じ込め、マスクを無くして自由に往来が許される社会である。「朝日新聞」は社説で「五輪中止」を訴える。「命より五輪優先は許せない」が世論である。五輪は中止すべきである。

りたる迄の部分は

一、被告人の当公廷に於ける供述

一、当時証人としての亡宮城与徳に対する検事の訊問調書中第二問答の供述記載(一部)

を綜合して之を認め

被告人が判示の如き認識並に経過の下に判示宮城与徳の諜報活動に協力する旨承諾したる事實は

一、被告人の当公廷に於ける供述(一部)

一、被告人に対する

(イ)予審第四回訊問調書中第一及第三問答、同第五回訊問調書中第二乃至第四問答の各供述記載

(ロ)検事の第一回訊問調書中第十二、第十三、第十五、第十六及第二十三問答の各供述記載

一、証人秋山幸治に対する

(イ)予審訊問調書中第二乃至第六問答の各供述記載

(ロ)検事の訊問調書中第二乃至第七問答(但、第七問答は一部)の各供述記載

載

一、前記証人宮城与徳に対する

(イ)予審訊問調書中第二、第三、第二十各問答及第二十二乃至第二十四問答の各供述記載

(ロ)前掲検事訊問調書中第八問答並に第十五及第十六問答の各供述記載を綜合し

判示其の余の事實は右引用に係る各証拠と

一、被告人の当公廷に於ける供述(一部)

一、被告人に対する

(イ)予審第八回訊問調書中第三及第四問答の各供述記載

(ロ)司法警察官の第七回被疑者訊問調書中第一問答の供述記載

一、前記証人宮城与徳に対する

(イ)前掲予審訊問調書中第八、第十、第十一、第十四及第十五問答(但、第八問答は一部)の各供述記載

(ロ)前掲検事訊問調書中第三、第五及第六問答の各供述記載

とを綜合して孰れも之を認むるに足るを以て、判示事實を総て其の証明十分なり。

法律に照すに

被告人の判示所為は国体を変革することを目的とする結社の目的遂行の為にする行為を為したる点に於て昭和十六年法律第五十四号を以て改正せられ同年五月十五日より施行せられたる治安

維持法第一条後段の目的遂行罪に、私有財産制度を否認することを目的とする結社の目的遂行の為にする行為を為したる点に於て同法第十条の目的遂行罪に(因に、被告人の上記所為中昭和十六年五月十四日迄の分は孰れも右改正に係る治安維持法施行前の犯行なれども、之と同改正法施行の後に為されたる爾余の所為とは夫々包括一罪の關係に在るを以て、右改正法附則第二項の規定を俟つ迄もなく各其の所為の全部に付同改正法を適用すべきものとす)各該当するところ、右は一個の行為にして数個の罪名に触る場合なるを以て刑法第五十四条第一項前段第十条に則り重き前者の刑に従ひ其の所定期刑範囲内に於て被告人を懲役五年に処すべく、尚刑法第二十一条に則り未決勾留日数中三百日を右本刑に算入すべきものとす。

仍て主文の如く判決す。

昭和十八年十二月十五日

東京刑事地方裁判所第九部

裁判長 高田正  
判 事 樋口勝  
判 事 満田文彦

〔完〕

## 『犠牲者名簿』 (22編から(27))

〈宗教関係者 2〉

尾鼻 藤太郎 (おばな)

ふじたろう)

本籍 和歌山県和歌山市北仲  
間町

『和歌山県の治安維持法犠牲者』第2版、同補訂資料版から、いろいろ紹介します。

1942年6月、和歌山市において「日本聖教会」(日本基督教団第6部所属、旧日本ホーリネス教会)の活動により治安維持法違反で検挙される。1943年5月8日、起訴され同年10月26日、懲役1年、執行猶予3年の判決を受けて、同年10月28日、和歌山刑務所から釈放される。  
和歌山丸の内教会牧師。

随想

古今集を讀んでいて 19

後朝の別れ

「後朝」と書いて「きぬぎぬ」とよむ。共寝した男女の朝の別れのことだが、当て字であろう。『古今集』に語源となつた歌がある。

東雲のほがらほがらと明けゆけば

おのが衣衣なるぞ悲しき

恋歌三(637)よみ人しらす

「おのが衣衣(きぬぎぬ)」は、それだけの自分の衣。当時、恋人どうしが寝る時は、二人の衣を重ねて同衾した。朝、それぞれ自分の衣を着て別れる。

「おのが衣衣」とは朝の別れを意味する。「東雲」は「しののめ」とよみ、暁よ

り後の薄明の時間。それが少しずつ明るくなって日の出となる。問題は暁。最近の研究(小林賢章『「暁」の謎を解く』(2013年)では、暁は、日付が変わる寅一刻(午前3時)から2時間ばかりを指すらしい。明るい時間帯ではない。男は、まだ暗いうちに起きて身支度し、女の家を出て、夜道を自分の家に帰る。家に帰ったら早速歌をよむ。これが後朝の歌。この歌も、男が帰宅後によんで女に贈った歌であろう。「悲しき」と言っていないながら、「ほがらほがらと明けゆけば」とウキウキしているのが何だかおかしい。逢瀬を果したからかもしれない。

(擷)

## 「北林トモへの判決」を讀んで

トモさんの犯罪の証拠を讀んで驚きました。ここに挙げられていることは、何も国家機密に値するようなものはありません。洋裁の先生が生活の中で見聞きしたもののばかりです。

結局、話をした相手が宮城与徳(ソルゲ事件、治安維持法違反容疑者)だったということ、それが国家転覆につながる「目的遂行罪」になるということにされたのです。国民誰でもがコミンテルンの「手先」とされる可能性をもった恐るべき法と判決だと思いました。こんなことがまかり通った恐ろしい時代だったのですね。

(P)

## ドキュメント映画 『レッドパーズ』 製作に資金協力を

戦後最大の労働運動弾圧事件で、被害者は名誉回復・人権回復を求めて裁判闘争を続けています。

このたたかいを風化させず次世代に継承しようとするが、金が足りません。和歌山でも実行委員会が協力しています。一口1000円をめどにご協力をお願いします。